情勢報告資料（2026.5）

情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事　●●●●

保育を取り巻く状況

出生数・合計特殊出生率の推移

○ 年間の出生者数は2000年代に入るまでは120万人程度、2010年代に入るまでは110万人程度で推移していたが、2016年に100万人を下回って以降、急速に減少し、2024年は69万人。10年で30万人以上も減少しており、少子化のペースが加速している。

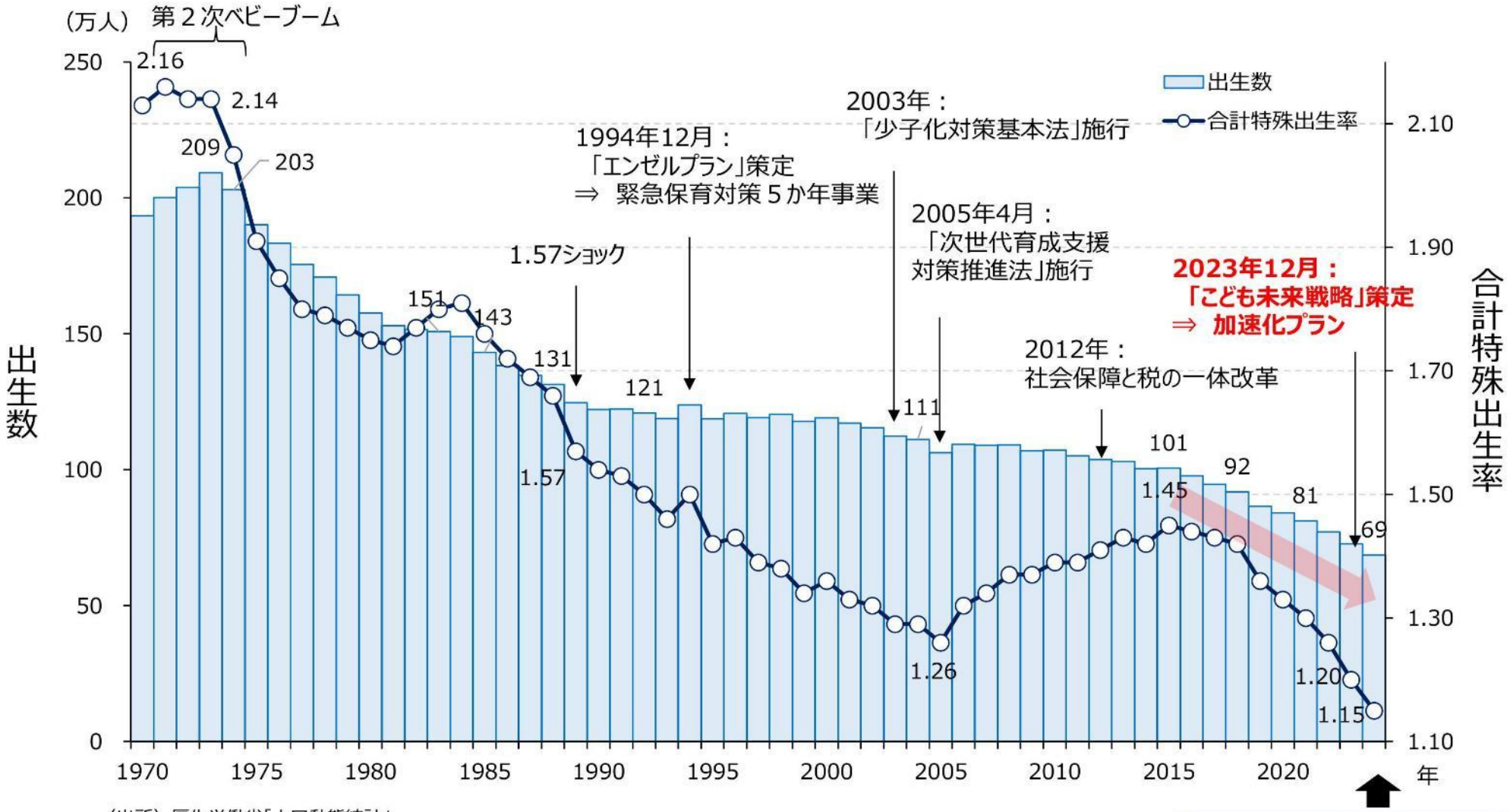

（出所）厚生労働省「人口動態統計」
（注）出生数は日本における日本人。

2024年は **６８万６,１７３ 人**

令和８年２月26日公表

令和７年(2025)人口動態統計(速報)

【調査結果のポイント】

○出生数は、705,809人で過去最少（10年連続減少）	（対前年15,179人減少）
○死亡数は、1,605,654人で減少	（同13,030人減少）
○自然増減数は、△899,845人で18年連続減少	（同2,149人減少）
○死産数は、16,101胎で増加	（同70胎増加）
○婚姻件数は、505,656組で増加	（同5,657組増加）
○離婚件数は、182,969組で減少	（同6,983組減少）

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和8年1月の保育士の有効求人倍率は3．88倍（対前年同月比で0．10ポイント上昇）となっており、全職種平均の1．27倍（対前年同月比で0．07ポイント減少）と比べると、依然高い水準で推移している。

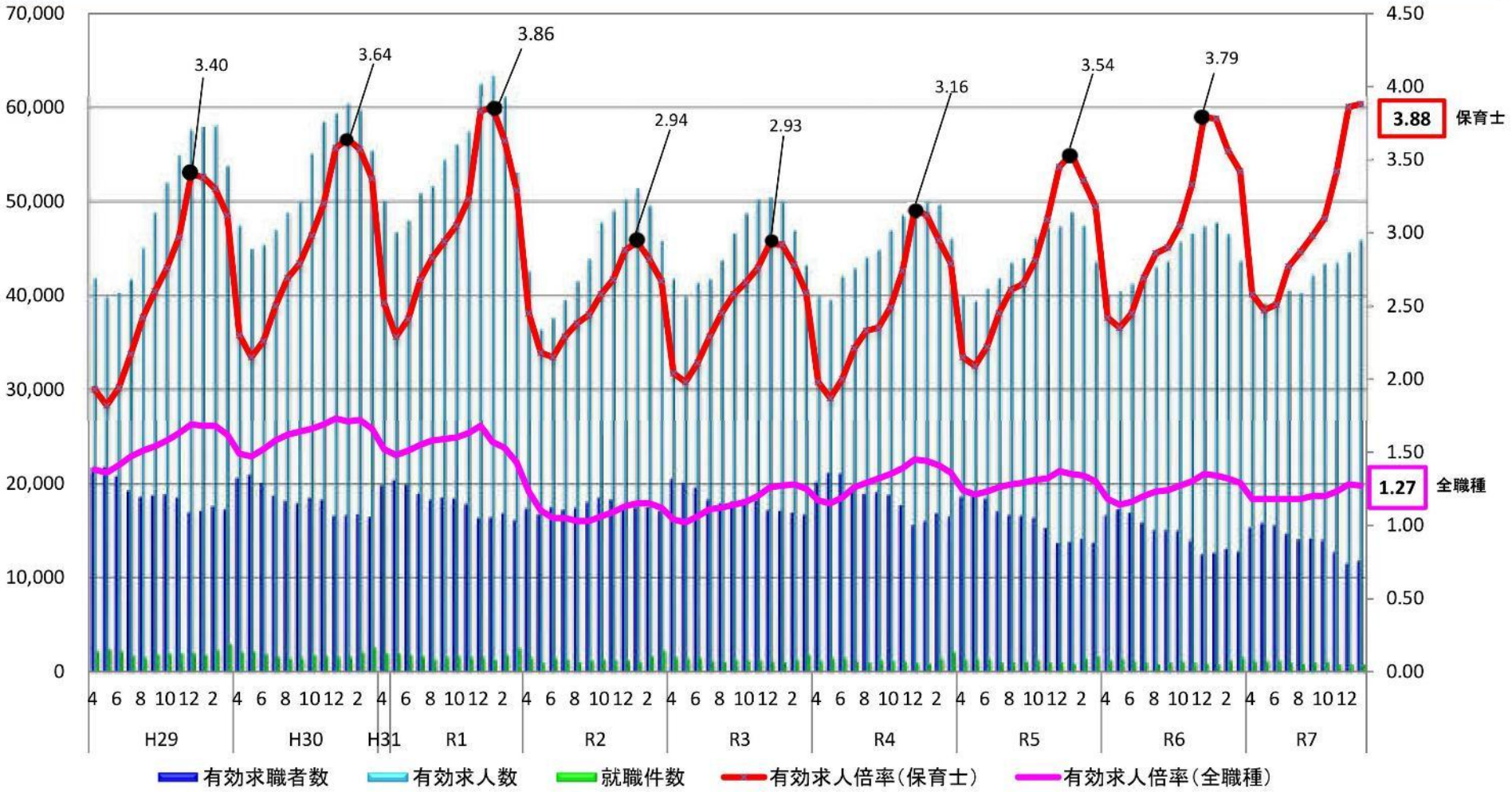

（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」－新旧対照表－

（平成 29 年３月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
雇児総発 0329 第１号 社援基発 0329 第１号 障 企 発 0329 第１号 老 高 発 0329 第１号 平成 29 年３月 29 日 （最終改正：令和８年３月 17 日）	雇児総発 0329 第１号 社援基発 0329 第１号 障 企 発 0329 第１号 老 高 発 0329 第１号 平成 29 年３月 29 日
都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市	都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 厚生労働省老健局計高齢者支援課長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 厚生労働省老健局計高齢者支援課長
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年２月 17 日付け社援施第７号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の	社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年２月 17 日付け社援施第７号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」－新旧対照表－

（平成 29 年３月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成 29 年４月１日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。 各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。	向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成 29 年４月１日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。 各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。
記	記
１　入札契約関係について 各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。 （１）～（３）　（略） （４）　価格による随意契約（（３）アの契約をいう。）は、３社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、２社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。	**１　入札契約関係について** 各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。 （１）～（３）　（略） （４）　価格による随意契約（（３）アの契約をいう。）は、３社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、２社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」－新旧対照表－

（平成 29 年３月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
・　工事又は製造の請負：400 万円 ・　食料品・物品等の買入れ：300 万円 ・　上記に掲げるもの以外：200 万円 また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。 なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。 （５）～（８）　（略） **２　計算書類等の扱いについて**　（略） **別　表**　（略）	・　工事又は製造の請負：250 万円 ・　食料品・物品等の買入れ：160 万円 ・　上記に掲げるもの以外：100 万円 また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。 なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。 （５）～（８）　（略） **２　計算書類等の扱いについて**　（略） **別　表**　（略）

こども政策の推進

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
① **大綱の案を作成**
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→　**こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交）　→　答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る　②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**　④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現　⑥**施策の総合性**の確保
重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
  - ※児童虐待による死亡事例の約半数が０～２歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
  （様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】
本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる５歳児～小１）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）（概要）

（令和７年４月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

○　現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年４月に施行されてから、７年が経過。

○　**こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和５年12月には「**こども大綱**」や「**はじめの100か月の育ちビジョン**」が閣議決定。**乳幼児期は、**こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、**こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要**であることが示されている。

○　昨年12月に公表された「**保育政策の新たな方向性**」では、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」**から、「質の向上」へと大きく方向性を転換**することが示された。

○　保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながりのあるこどもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、こどもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といったこどもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。

○　こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、**文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮**することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要。**

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

○　**こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか。

○　**乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、**０歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか。

○　**心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか。

○　**多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つため**の、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。

○　質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。

○　**設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通的方策**についてどのように考えるか。

※　これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、**幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う**中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討**いただきたい。

資質・能力とねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係のイメージ

補足イメージ①

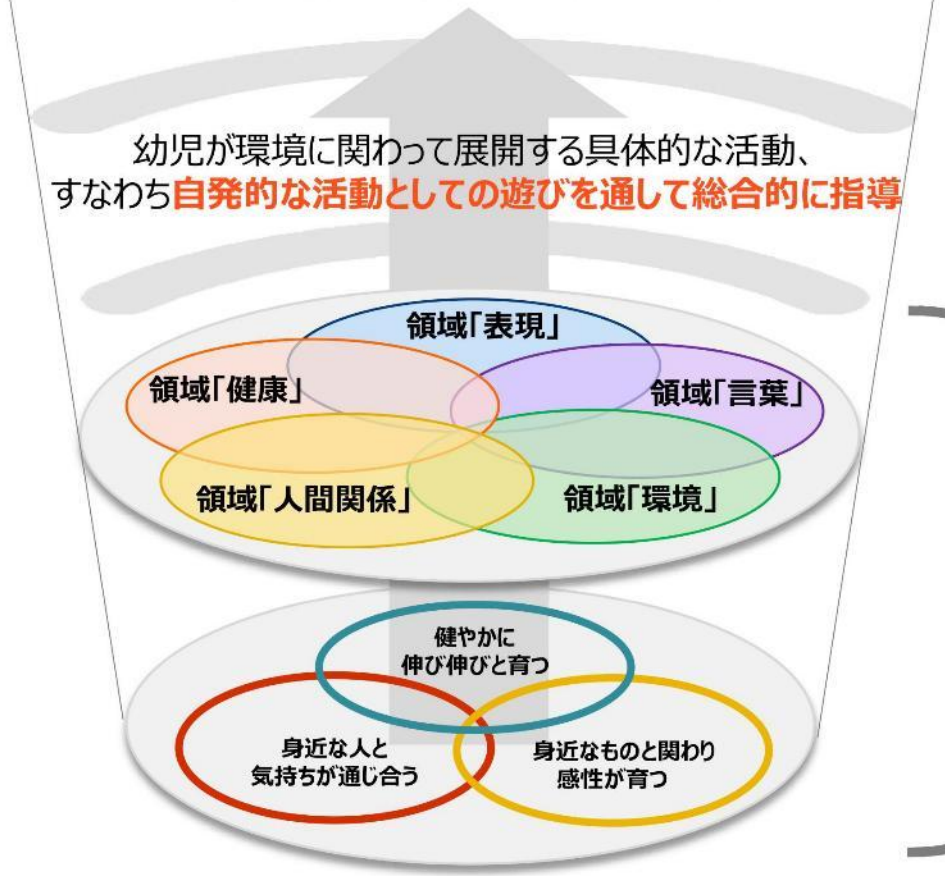

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、**幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿**であり、特に５歳児後半に見られるようになる姿である。

健康な心と体
自立心
協同性
道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり
思考力の芽生え
自然との関わり・生命尊重
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
言葉による伝え合い
豊かな感性と表現

- **到達すべき目標ではない**ことや、**個別に取り出されて指導されるものではない**こと、乳幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、**全ての乳幼児に同じように見られるものではない**ことに留意する必要がある。
- ５歳児に突然見られるようになるものではないため、５歳児だけでなく、**５歳以前から乳幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていく**ことに留意する必要がある。

「**ねらい**（幼児教育において育みたい資質・能力を乳幼児の生活する姿からとらえたもの）」と「**内容**（ねらいを達成するために、乳幼児が身に付けていくことが望まれるもの）」を**乳幼児の発達の側面**からまとめて**３つの視点及び５つの領域**を編成。

※乳幼児の発達は様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくもの。

※幼児教育における「領域」は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるため、領域別に教育課程等を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにすること。

学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ（素案）

- 「論点整理」においては、
  - 「学びに向かう力、人間性等」を基本的な概念としては存置しつつ、主要な要素や要素間の関係を構造化して分かりやすく提示すべき、
  - その際、各種調査から我が国の子供たちの課題と考えられる「まず考えてみること、行動してみること」等を「学びに向かう力、人間性等」の要素と位置付け、下図イメージのとおり、４つの要素の関係として整理する方向で検討すべきとされている。

【今後の整理イメージ】

論点整理p18参照

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む

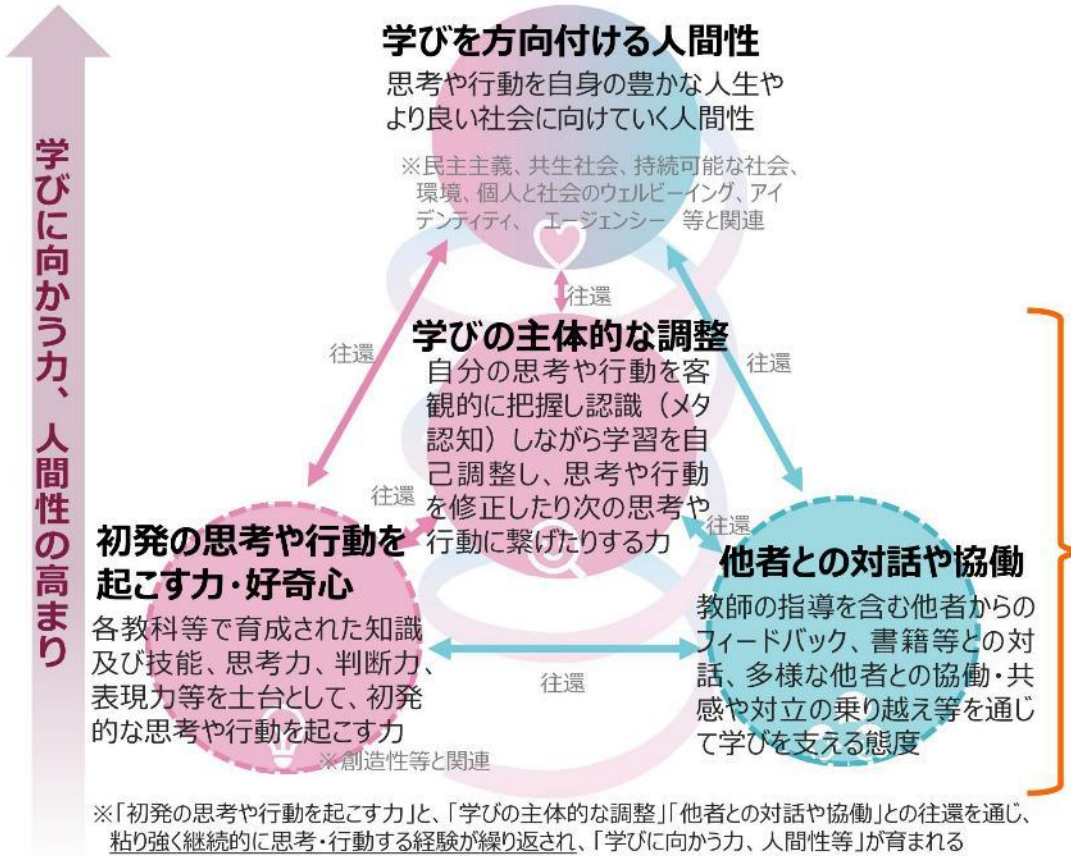

※「初発の思考や行動を起こす力」と、「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」との往還を通じ、粘り強く継続的に思考・行動する経験が繰り返され、「学びに向かう力、人間性等」が育まれる

- 環境を通して行う教育を基本とする幼児教育の特質を踏まえ、特に「学びの主体的な調整」や「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」などの要素について、幼児教育としてどのように捉えられるか。また、その際、従前より幼児教育が重視してきた「心情、意欲、態度」（下図参照）が育つ中で、「学びに向かう力、人間性等」の育成をどのように捉えられるか。

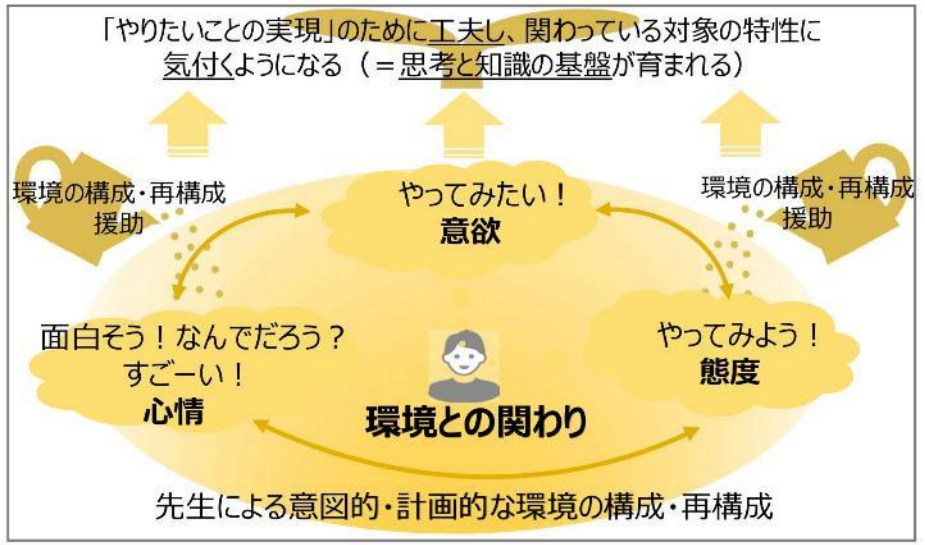

◆下部の各要素については、乳幼児の発達を踏まえ、幼児教育としての説明を、幼児期の後半をイメージして検討

初発の思考や行動を起こす力・好奇心
自分に自信をもち、様々な事物や現象、他者の姿などに興味や関心をもったり憧れを抱いたりして、自ら積極的に関わろうとする力

他者との対話や協働
先生や友達などの他者に親しみ、信頼し、他者との関わりを通して多様な感情を体験したり互いの考えに触れたり葛藤を乗り越えたりしながら、目標を共有して協同しようとする力

学び（遊び）の主体的な調整
遊びながら、実現したいことを願い、どのようにしたらいいか見通し、試したり工夫したりして振り返り、難しいことが生じても粘り強く取り組んで、更なる試行錯誤や工夫に繋げる力

内容の改善・充実の方向性（案）

0歳児～

◆ 保育所、認定こども園等においては、乳幼児が自己を十分に発揮し、生活や遊びが豊かに展開される中で、一人一人にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことは極めて重要である。保育士、保育教諭等は、乳幼児と共に保育環境を構成しながら、保育所、認定こども園等の生活全体を通して「育みたい資質・能力」を育むよう努めることとする。

◆ 乳幼児の**自発的な活動としての遊び**を通して資質・能力が育成されるよう、全ての保育所、認定こども園等においては、**環境を通して行う保育を基本**としつつ、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験の充実を図ることが重要である。このことを踏まえて、0歳から18歳の発達や学びの連続性の確保の観点から、以下の①～③について、下記に示すとおり改善・充実を図ってはどうか。

①０歳児からの育ちとともに、学びを支える保育の内容の充実

- 座る、はう、歩くなどの運動機能の発達に伴い、乳幼児は自ら体を動かし、身近なものに関心をもって関わり、探索活動を活発に行うようになっていく。こうした発達の流れに沿って、０歳児からの自発的な遊びの中で多様な動きを促す援助の充実を図ってはどうか。
- 保育士、保育教諭等による温かく丁寧な関わりを通して育まれる安心感や信頼感の下、乳幼児が自分なりに、思いや考えを表現しようとしたり、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうとしたりする意欲を支える援助を充実させてはどうか。
- 乳幼児の自発性や探索意欲を高めるよう環境を計画的に整え、乳幼児が自ら関わろうとする姿を保育士、保育教諭等が見守り、共感し、楽しさを共有するとともに、乳幼児の主体的な遊びや活動を更に豊かにしていくために、遊びや活動の展開に応じて環境を構成・再構成することの重要性を再確認してはどうか。

②０歳児からの円滑な接続・移行

- 乳児は、心身の発達の諸側面が特に密接に関連しており、保育の内容における三つの視点も重なり合う部分が多い。やがて、身体・運動・情緒・認知・社会性などの側面が次第に分化し、乳幼児と周囲の人や物との関わりも多様化・複雑化するにつれて、保育の内容も五つの領域へと広がっていく。こうした発達の流れを踏まえ、特に乳児から１歳以上３歳未満児、さらに３歳以上児の保育の内容の円滑な接続を確保すべきではないか。
- また、乳幼児が新しい環境に円滑に移行できるように配慮した援助の充実を図ってはどうか。

③乳幼児の健康及び安全の確保に向けた取組の充実

- 乳幼児の生命の保持と健やかな生活を充実させる観点から、感染症、自然災害等への対応について、より一層の配慮や取組の充実を図ってはどうか。

内容の改善・充実の方向性（案）

3～5歳児

◆幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、**環境を通して行うもの**であることを基本としており、幼児の**自発的な活動としての遊び**を通して資質・能力が育成されるよう、全ての幼児教育施設において、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験が一層充実されることを改善・充実の根幹とすべきではないか。

◆その上で、小・中・高で育成を目指す資質・能力の基礎を培う観点から、「学びに向かう力、人間性等」のみならず、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」を一体的に育む改善・充実をどのように図っていくか、別途、具体的に検討すべきではないか。

◆特に、論点整理等で指摘されたことを踏まえ、以下の④～⑥について、下記に示すとおり改善・充実を図ってはどうか。

④言葉を用いて思考を深めていく指導の充実

補足イメージ①

- 遊びの中での直接的・具体的な体験を通して、実感を伴って言葉を身に付けていくことが、言葉を通じた概念の習得や深い意味理解につながることから、個別の単語の習得に終始するのではなく、幼児が言葉を手掛かりに自分を取り巻く世界（モノ・ヒト・コト）を理解しようとすることの重要性を再確認すべきではないか。
- 思考力の芽生えが培われるよう、自分の表したい・伝えたい考えを言葉で表現する中で、先生の援助（言葉を添える、代弁する、視覚的資料等を合わせる等）を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導の充実を図ってはどうか。
- その際、技能的な伸長ではなく、遊びや生活をより楽しく面白くするために、言葉を用いて自分の考えがまとまったり深まったりすることへの喜びや満足感等を十分味わうことに重点を置くべきではないか。

⑤他者と関わり協同する力の育成に向けた指導の充実

補足イメージ②

- 多くの他の幼児や先生とともに過ごす、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、他者とともに目標を形成し、その目標に向かって協同していく力の育成を目指し、指導の充実を図ってはどうか。
- その際、自分とは異なる他者への寛容を基に、思いや考えを伝え合い、葛藤やつまづきをも体験しながら、自他を尊重し、幼児なりのルールや納得解を形成するなどして、園内の身近な社会の一員として遊びや生活を作っていくことを通じて、当事者意識と社会参画意識の芽生えが育まれることが重要ではないか。

⑥“様々な遊びの中で”多様な動きを行う指導の充実

補足イメージ③

- “幼児の自発的な活動としての遊びの中で”多様な動きを体験することの重要性と、そうした体験を通して身体感覚を養うことを踏まえた指導の充実を図ってはどうか。
- 幼児期からの運動習慣の形成を図るため、領域「健康」等における指導に加え、文部科学省・スポーツ庁、自治体等が行う幼児の運動促進のための取組を活用するなどして、１日の生活全体の中で、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を充実することが重要ではないか。

補足イメージ１－①

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で
① 深い学びの実装
（Excellence）

主に第2,3,4,6章
（生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び 等）

② 多様性の包摂
（Equity）

主に第3,7章
（調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び 等）

主に第5,7章
（授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント 等）

③ 実現可能性の確保
（Feasibility）

学びをデザインする高度専門職としての教師　デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白　総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる　民主的で持続可能な社会の創り手　をみんなで育む

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第２条第３項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第２条第５項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第２条第４項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第２条第６項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第５条第１項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第５条第２項等）
- 研修（第８条等）

2 被害が疑われる場合の対応

- 調査（第７条第１項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

3 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    ➡ 施行から３年以内（第４条第３項）
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    ➡ 認定等から１年以内（第26条第３項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第４条第４項等）

4 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和８年12月25日

義務対象事業者　こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか こども家庭庁

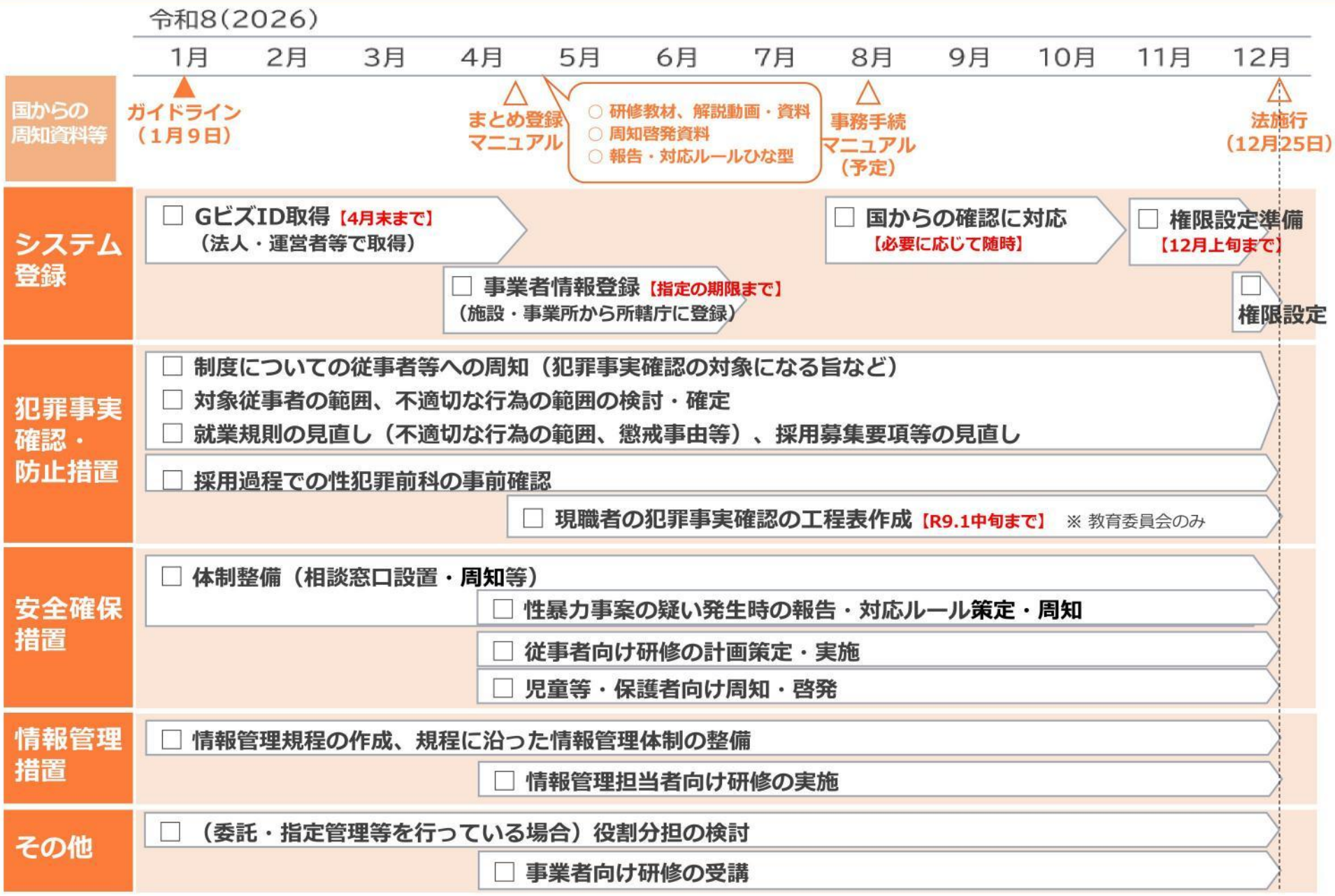

こども性暴力防止法 ①

この法律の主な内容（中間とりまとめ素案より）

- 性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする仕組みの導入
- ここでいう「こども」は0歳～18歳
- 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- 特定性犯罪前科の確認対象 「拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年」「拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）: 裁判確定日から10年」「罰金：刑の執行終了等から10年」

こども性暴力防止法 ②

この法律の主な内容（中間とりまとめ素案より）

- 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- 任意での対象となる施設は、民間教育等施設（スイミング、学習塾、技芸）、認可外保育施設
- 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備（職員研修、防カメなど）
- こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)

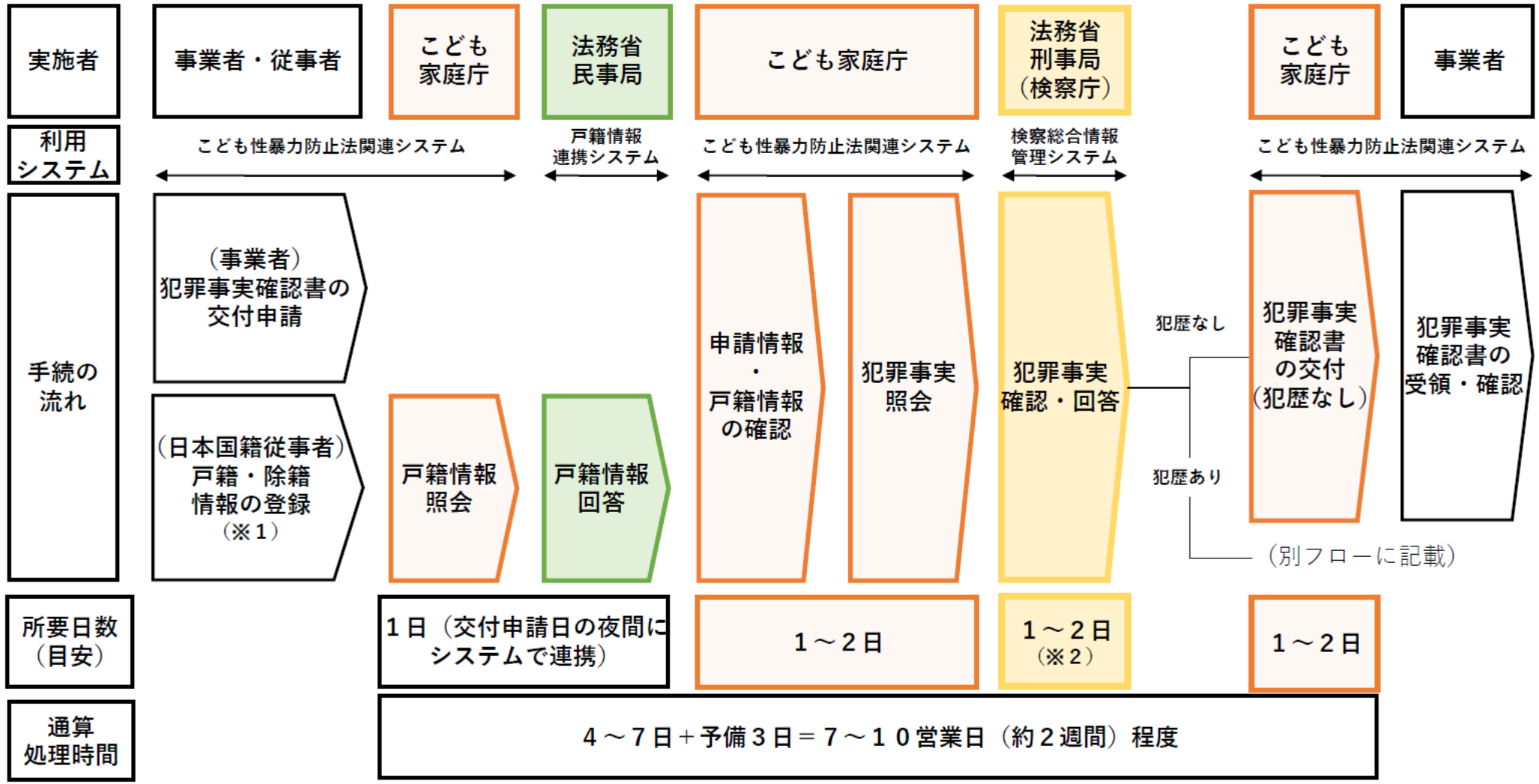

今のうちに準備する「こ性防法」①

【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

GビズIDシステムへのアクセス方法

●GビズID TOPページ

URL：https://gbiz-id.go.jp

GビズIDのTOPページは、アカウント作成およびマイページへのログインができます。

●アカウント作成後のログイン方法

GビズIDエントリーはID/パスワードのみでGビズIDマイページや行政システムにログイン可能です。
GビズIDプライム・GビズIDメンバーは、ID/パスワードに加えアプリ認証やSMS認証、メールワンタイムパスワード（メールOTP）認証を行います。

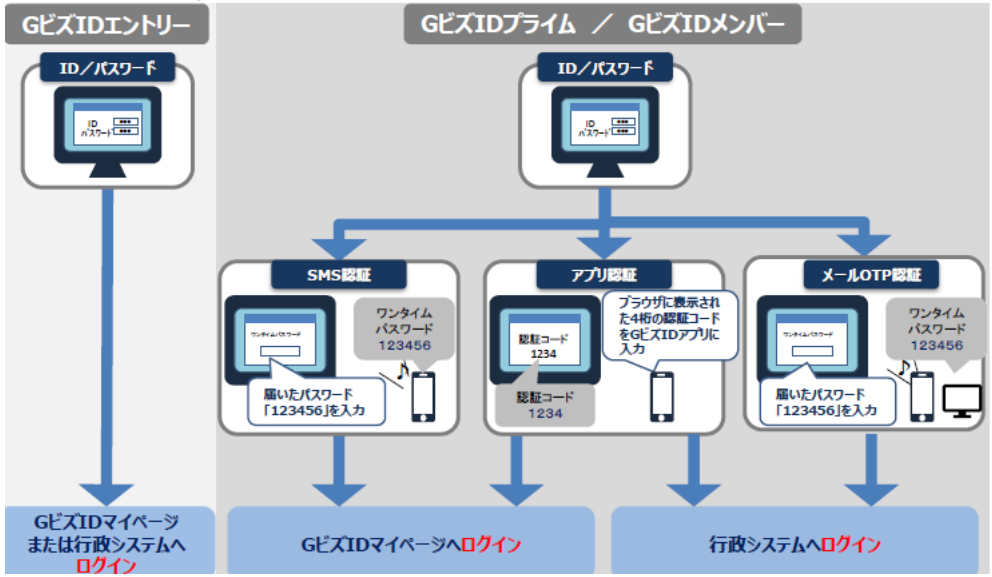

2．GビズIDメンバーを新規作成する　書類審査：不要

GビズIDプライムがGビズIDメンバーのアカウントを作成する手順です。
GビズIDメンバーを作成する前に、GビズIDプライムを作成する必要があります。
この作業は、GビズIDプライム（または管理者）とGビズIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

1 【事前に】

GビズIDメンバーの作成は**GビズIDメンバー用のスマートフォンもしくは携帯電話が必要です。**
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。

GビズIDメンバーの作成方法は2種類あり、
本手順はBの手順です。

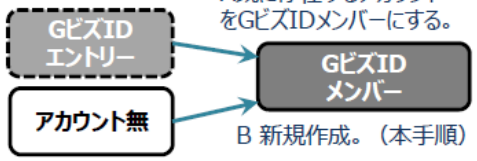

A既に存在するアカウントをGビズIDメンバーにする。

B 新規作成。（本手順）

2 GビズIDプライム(または管理者)の操作

①GビズIDのTOPページ
https://gbiz-id.go.jp
の「ログイン」ボタンを押下し、ログインします。

3 GビズIDプライム(または管理者)の操作

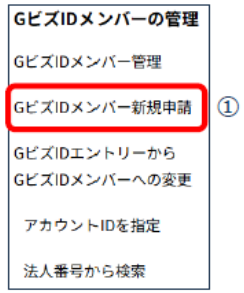

①左メニューの「GビズIDメンバー新規申請」リンクをクリックします。

4 GビズIDプライム(または管理者)の操作

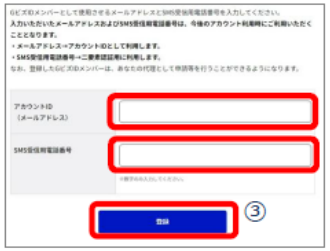

①GビズIDメンバーとして登録するメールアドレスを入力します。
②GビズIDメンバーとして登録するSMS受信用電話番号を入力します。
③「登録」ボタンを押下します。
※「既に登録済みです」と表示される場合は、入力したメールアドレスが、既にGビズIDに登録されています。

※アカウントID（メールアドレス）について
「support(at)gbiz-id.go.jp」（(at)は@に置き換えて下さい）からのメールを受信できるようにしておいてください。

※SMS受信用電話番号について
ショートメッセージサービスを受け取れる、携帯番号、スマートフォンの電話番号を入力してください。

今のうちに準備する「こ性防法」②

【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていただく作業があります。
- 対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

求人票に記載する特記事項

- 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

就業規則改定案①

（職員等）

- 第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

一 園長	五 副主任	九 管理栄養士、栄養士	十三　送迎バス添乗員
二 副園長	六 保育士	十 調理員	
三 事務局長	七 保育補助	十一 事務員	
四 主任	八 保健師、看護師、准看護師	十二　送迎バス運転手	

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）

- 第〇条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

就業規則改定②

- （懲戒の事由）
- 第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。
- 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
- 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等

令和８年度予算

令和８年度公定価格・基準等の見直し事項　全体像

○　人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「**保育政策の新たな方向性**～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和６年12月こども家庭庁)に**基づき、必要な見直しを推進**

１．地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

＜令和７年度の見直し＞ ○定員区分の細分化（人口減少対応）　○定員超過減算の適用開始期間の短縮　○冷暖房費加算の見直し（激変緩和措置の設定）
○１歳児配置改善加算の創設　○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加（災害対応の強化）

＜令和８年度の見直し＞
（１）満３歳以上限定小規模保育事業の創設
（２）過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算）の創設
（３）冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
（４）３歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和９年度末まで）
（５）学級編成調整加配の見直し
（６）定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
（７）安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
（８）施設機能強化推進費加算の充実

※令和６年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和８年４月からは実施せず、令和９年度に向けて引き続き検討

２．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和７年度の見直し事項はなし

＜令和８年度の見直し＞
（１）保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
（２）障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し　②保育士みなし特例の創設）

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和９年度に向けて検討

３．保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

＜令和７年度の見直し＞　○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和６年人事院勧告＋１０．７%）　○処遇改善等加算の一本化

＜令和８年度の見直し＞
（１）保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和７年人事院勧告＋5.3%）
（２）経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
（３）年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用ﾀｲﾐﾝｸﾞの見直し
（４）保育ICT推進加算の創設

こどもまんなか
こども家庭庁

1（2）特別地域保育体制確保対応加算の創設

○　人口減少地域における保育等の機能の維持・確保のため、令和７年度、公定価格において、比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の施設に係る定員区分の細分化を行った。また、モデル事業の実施等により、必要な多機能化や統廃合等に取り組みやすい環境整備を進めているところ。

○　こうした中で、人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、**今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合**に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」を創設する。

要件

○　特別地域（注１）を有する市町村に所在する施設について、次に掲げる要件の全てを満たす施設に加算する。

ⅰ　当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること（注２）。

ⅱ　当該施設の利用定員が20人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が15人以下であること。

ⅲ　当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。

a　教育・保育の質の確保及び向上に係る取組

他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動を行うとともに、他の施設や 子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修や勉強会を行う。

b　地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組

教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行う。

（注１）対象となる地域は以下のとおり。

一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第１条に規定する奄美群島
三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第２条第１項に規定する辺地
四 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
五 山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定により指定された振興山村
六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第４条第１項に規定する小笠原諸島
七 半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域
八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第１項に規定する特定農山村地域
九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号)第２条第２項に規定する過疎地域
十 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第３条第３号に規定する離島

（注２）市町村においては、翌４月末までに、協議の内容等についてこども家庭庁に報告を行うこととする。

対象施設

保育所、認定こども園

こども家庭庁

1（6）定員21～40人の保育所等の調理体制の充実

○　定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員１名（常勤職員）を配置しているところ、１名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。

○　積算上は、週５日（平日）に、１日当たり４時間の配置をするものとし、当面の間は配置を充足しないことも可能とする。

留意事項通知

現行
別紙２（保育所（保育認定２・３号） Ⅱ　基本部分 （２）基本分単価に含まれる職員構成 （イ）その他 ⅱ　調理員等 利用定員 40 人以下の施設は１人、41 人以上 150 人以下の施設は２人、151 人以上の施設は３人（うち１人は非常勤）（注） （注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

見直し後
別紙２（保育所（保育認定２・３号） Ⅱ　基本部分 （２）基本分単価に含まれる職員構成 （イ）その他 ⅱ　調理員等 利用定員20人の施設は１人、21人以上40人以下の施設は２人（うち１人は非常勤（注１））、41人以上150人以下の施設は２人、151人以上の施設は３人（うち１人は非常勤）（注2） （注１）週５日、１日当たり４時間の配置分の費用を算定。 （注２）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

こども家庭庁

1（7）「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

○　学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした**「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和８年７月から適用**する。

○　減算適用期間は、**未策定の場合は策定された日の属する月まで適用**するものとし、**計画に定める内容が実施されていない状況が１年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用**するものとし、減算額は1,350円／月とする。

※　保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の３に定める、訓練・研修の実施（第２項）保護者等への周知（第３項）、安全計画の見直し（第４項）ごとに、実施の有無を判断する。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）　【幼稚園、認定こども園（同条を準用）】

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）　【保育所】

（安全計画の策定等）

第六条の三　児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※　地域型保育事業は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）において、保育所と同様の対応をすることが定められている。

適用するイメージ　※ 赤色が減算を算定する月

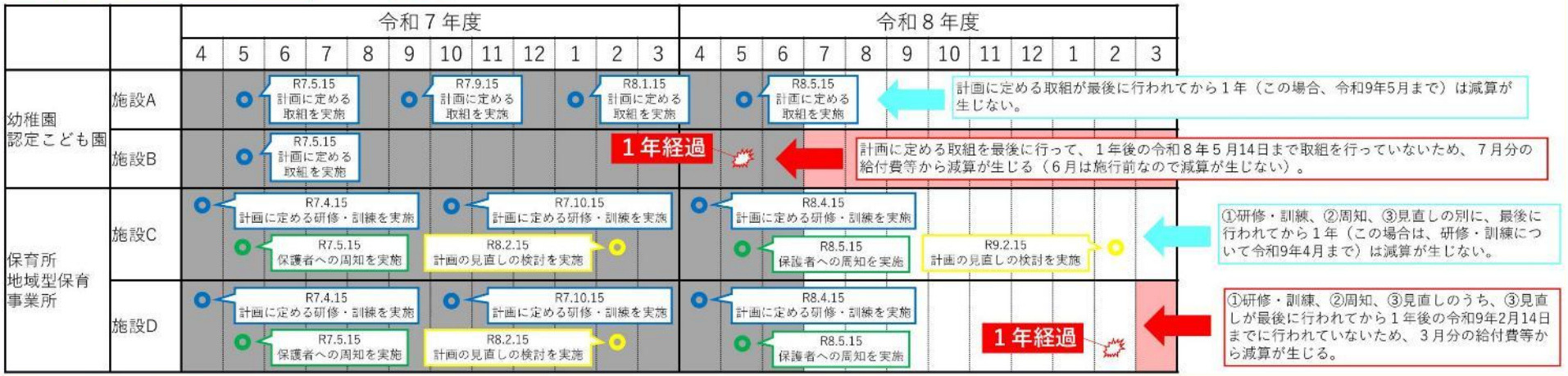

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

安全計画と事業継続計画の違い（比較表）

子どもの安全安心を守るためには、
「事故を防ぐ計画」と
「止めずに続ける計画」の
両方が必要です。

安全計画は「予防」が中心、事業継続計画は「継続・復旧」が中心です。

比較項目	安全計画	事業継続計画（BCP）
目的	子どもの事故や危険を未然に防ぎ、日常の安全を確保する。	災害や感染症が起きても、必要な保育・支援をできるだけ継続し、早く再開する。
主な対象場面	通常保育、午睡、食事、園外活動、送迎、施設内外の安全確認	地震、風水害、停電、断水、感染症拡大、職員不足など非常時
主な内容	設備の安全点検、安全指導、職員研修、訓練、保護者への周知	優先業務の整理、職員体制、連絡網、代替手段、備蓄、復旧手順
時間軸	平時から継続して運用する。	非常時の初動から復旧までを見据えて運用する。
見直しの視点	ヒヤリハット、事故、訓練結果、環境変化を踏まえて更新する。	災害・感染症対応、訓練結果、体制変更、連絡先や備蓄の変化を踏まえて更新する。
ひとことで言うと	事故を起こさないための計画	保育を継続し、立て直すための計画

① 日常(平時)に整える安全計画

- 園庭･保育室･遊具の点検
- 午睡･食事･園外活動の安全手順
- 職員研修と避難訓練

② 非常時に動かす事業継続計画

- 誰が出勤できるかを確認
- 優先する保育･連絡方法を切り替える
- 備蓄や代替手段で継続を図る

③ 復旧後に見直す

訓練や実際の対応を踏まえて更新(見直し)

こどもまんなか
こども家庭庁

2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

○　障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。

○　専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、１人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。

○　保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の２人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

（保育所におけるみなし保育士等に係る特例）

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を１人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が４人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が１人となる場合には、２人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)８時間超え開所の場合の保育士みなし特例	８時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
新 (⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を１人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に３年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤を併用し、看護師等と専門職の２人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たっては、それぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

こどもまんなか こども家庭庁

3（2）「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

○　子ども・子育て支援法第58条第２項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後５か月以内に当該報告を行う必要があるところ、**当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和８年７月から適用**する。

○　**減算の適用は、報告期限から３か月以上経過**しており、
- 経営情報の報告が行われていない場合や
- 誤りのある報告が含まれていることが判明し、**都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね１か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合**（※）に、

期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

（※）修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね１か月以内の期限を設けるものとする。
都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い１か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘から概ね１か月が超過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。

○　**減算額は基本分単価に５％を乗じた額とする。**

※令和７年度報告分が未報告であって報告期限から３か月以上経過している場合、令和８年７月の請求分から減算を適用する。

適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月　　※３月末が事業年度終了となる事業所のケース

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

こどもまんなか こども家庭庁

3（4）保育ＩＣＴ推進加算の創設

○　保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、
ICT活用の責任者（※1）**を置いた**上で、
①　業務において、**４つの機能**（※2）**を持つICT**の活用、
②　給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用（※3）、
③　入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用（※3）、
を全て行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

（※1）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。なお、ICTの導入・活用は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提とすること。
（※2）４つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。
（※3）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和９年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。
【活用の具体的な内容は、今後、令和８年度中早期に示す予定。】

○　なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化**（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。
（※）例年、５月に最新化の依頼を行っているところ、これを９月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。

○　単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円 ÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

こども家庭審議会
子ども・子育て支援等分科会

令和７年度～　保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	髙谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

令和７年度子ども･子育て支援等分科会(１)

日程	議事内容	発言要旨
8月 ４日 （月） 第11回	(1) 子ども･子育て支援関係制度改正等の状況について (2) こどもまんなか実行計画2025の策定について (3) こども誰でも通園制度の施行について (4) 子ども･子育て支援法に基づく基本指針の改正について (5) 保育施策関係の最近の動向について (6) こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について	･人口減少地域においては、認可保育所の最低定員の20人を下回った児童数の園が多数ある。仮に児童数が20人の半分の10人となっていても、公定価格上は20人単価で積算されることとなる。単価は小規模保育事業の12人区分よりもかなり低く設定されており、バランスを欠いている。恒常的に定員を上回る園には減算措置が適用されているので、反対に、20人定員の園が恒常的に定員を下回った場合には、新たな加算措置の実施をぜひお願いしたい。 ･公定価格の充実については、今後とも人事院勧告の内容に準拠するとともに、その算定にあたっては事業に必要な項目を積み上げて積算する方法を堅持していただくよう、さらに、保育士等の俸給の格付けにあっては、平均経験年数の実態や、職員の役割と責任に応じたものとするよう、改善をお願いしたい。また、職員の配置基準については、保育士は当然として、保育士以外の調理員、事務員等の配置改善にもぜひ取り組んでいただきたいと強く要望する。 ･急激な物価高騰への対応について、全私保連が行った実態調査によれば、特に給食食材費と水道光熱費は令和６年度において対前年比だけでも10%を超える増支出となった施設が３割程度となっている。その対策として国が地方に拠出した交付税による対応も、自治体によって大きなばらつきが見られた。国の物価高騰への対策が自治体の判断でこども関連の支出に回されない、ということがないような制度設計や対応をお願いしたい。 ･こども性暴力防止法の施行への対応として、法施行を１年半後にひかえ、すでに採用した職員で該当者があった場合など困難ケースに対応するためのガイドライン等の作成･周知を早期に実施していただき、現場が混乱しないような取組みをお願いしたい。

※第10回は令和7年4月18日に持ち回り開催

令和７年度子ども･子育て支援等分科会(２)

日程	議事内容	発言要旨
10月 20日 （月） 第12回	(1) 令和８年度予算概算要求について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について (3) 公定価格について	・こども誰でも通園制度に関して、利用者数が対象となる子どもの数に比して少なすぎる印象である。制度の趣旨はすばらしく、新しい財源を措置して実施する意義は大きいが、現場では制度の認知度がなかなか上がらない。自治体の取り組みや施設側のモチベーションに課題があると感じる。特に広報や補助単価の低さに問題があるように思うので、引き続き検討会で議論を進め改善していただきたい。また、家庭での子どもの虐待等が疑われる場合には、施設と自治体等が連携して対応すべきとされている。しかしながら、子どものあざや傷を指摘された保護者が、次回からは同じ施設を利用しない場合や、あえて連携の取りづらい近隣自治体の施設への預け替えをするケースも考えられる。こうした場合に備え、「在住する自治体の責任」を「手引き」で明確に位置づけ、広域利用の場合でも虐待等が疑われる場合は在住する自治体が中心となって必要な情報のやり取りを行い、子どもを守る必要があると考える。 ・職員配置基準について、資料によれば３、４、５歳の改善後の配置基準を満たしている施設が９割を大きく超えている。制度の趣旨に鑑み、４・５歳児配置改善加算におけるチーム保育推進加算を受けている施設への不適用をやめるとともに、１歳児配置改善加算の「保育士の平均経験年数等の要件の撤廃」をぜひお願いしたい。 ・今般の急激な物価高騰に関して、個別費目の積み上げによる算定の中で、物価の公定価格への適時かつ適切な反映をお願いしたい。

※第13回は令和7年12月23日に持ち回り開催

令和７年度子ども・子育て支援等分科会(３)

日程	議事内容	発言要旨
3月 18日 （水） 第14回	(1) こどもまんなか実行計画2026の策定について (2) 公定価格の地域区分について (3) 保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入について (4) 保育現場におけるハラスメント防止対策の推進について (5) 財産処分の要件の見直しについて (6) 規制改革実施計画を踏まえた対応（保育所における付加的保育・付加的サービス）について	・給食の外部搬入について、子どもの育ちにとって最も大切な一つを、特に満３歳未満児という子どもの育ちにとって大切な時期に、外部の事業者に委ねてしまうことは、保育者としては心苦しさを感じざるを得ない。公立・民間に関わらず子どもを中心に考え、安易に外部委託の選択をしないための制約、自園での調理・提供に実質的に近いものにするための要件を課すべき。 ・保育所における付加的保育、付加的サービスも同様に「規制改革の要請」があることは承知しているが、日本の将来を担う子どもたちの育ちに関するものは、「こどもまんなか」の視点をより重要視するべきと考える。ぜひ、強力なリーダーシップを発揮し、各方面との調整を図っていただきたい。

保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入について

制度の現状

○　保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能である一方、満３歳未満児については公立の施設に限り構造改革特別区域内において可能とされている。

満３歳以上児について

○　保育所における満3歳**以上**児に対する食事の提供については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としていたところ、平成22年6月より公立、私立を問わず外部搬入方式を採用することを可能としている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の２）。

○　幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の仕組みとしている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）第７条第３項）。

○　なお、外部搬入方式の採用は、一定の要件（※）を満たす場合においてのみ可能とされている。

満３歳未満児について

○　満３歳**未満**児については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としている。

○　構造改革特別区域の認定の基準は、満３歳以上児の場合の要件（※）と同様である。

○　令和７年3月末時点の認定自治体数は、保育所について77、幼保連携型認定こども園について11である。

	公立	私立
３～５歳	特区認定自治体に限らず外部搬入可能	
０～２歳	特区認定自治体に限り外部搬入可能	外部搬入不可

（※保育所の要件　注：幼保連携型認定こども園についても同様の要件が設定されている。）

一　幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三　調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四　幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五　食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会での議論と今後の対応

○　**評価・調査委員会による調査**では、外部搬入の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられたほか、離乳食をはじめ満３歳未満児に必要な個別対応について、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約８割の地方公共団体が「課題が克服された」としている等の結果が得られた一方、**こども家庭庁による調査**では、**①離乳食の提供、②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への個別の対応、③食育への対応**について**外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある**状況が確認された。

（注）構造改革特区における特例措置の全国展開の可否等について議論を行う評価・調査委員会では、委員会と規制所管府省庁がそれぞれ調査を実施した上で、それぞれの調査の結果を踏まえて議論を行うこととされている。

○　こうした調査結果等を踏まえ、**上記の①～③について適切に対応できるよう所要の措置（※１）を講じた上で、令和９年４月１日より、公立保育所・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開を行う（※２）**こととされた。

（※１）令和８年度中に、「保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究」を行い、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和７年９月こども家庭庁）やこれまでの調査研究の成果を考慮しつつ、外部搬入方式による適切な食事の提供に当たり参考となるような事例の収集や配慮すべき事項等の整理を行う。

（※２）令和８年度中に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等について所要の改正を行う。

こどもまんなか
こども家庭庁

付加的保育・付加的サービスについて
（通知でお示しする予定の内容（詳細は別紙１・２参照））

付加的保育・付加的サービスの定義

〇付加的保育：
外部事業者の関与の下で通常の保育に加えて実施される、こども健全な心身の発達に資する特別保育活動であり、**保育所と保護者間で契約**し、上乗せ徴収で実施されるもの　※自治体の補助等により、上乗せ徴収が実施されないものを含む。

〇付加的サービス：
保護者とサービス提供事業者が直接契約を結んで提供される、**通常の保育とは別枠**の追加的なサービス

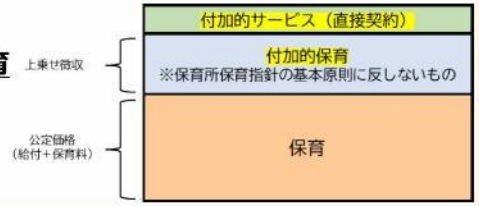

付加的保育

〇付加的保育の実施について
・付加的保育については、特定教育・保育の質の向上に特に必要と認められる対価として、市町村との協議を経て「上乗せ徴収」により保育所の判断で実施可能。
・保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の状況によらず、原則として、対象となる児童に等しく参加の機会が保障される必要がある。

〇付加的保育を実施する場合の留意事項等について
⑴ **内容**：保育所保育指針の基本原則を逸脱しない範囲で、健全な心身の発達に資する内容。
⑵ **配置基準**：付加的保育に参加する児童を含め、配置基準を満たした保育体制を確保し、保育士の目の届く場所で実施すること。
⑶ **児童の安全管理**：事故発生時の責任は原則として保育所にあるため、児童の安全管理を徹底すること。付加的保育に対応した安全計画を策定し、外部事業者との緊急的な対応が求められる場面での役割分担等について明確にすること。
⑷ **保育の指導計画への位置付け**：保育所が提供する保育の一部として、ねらい、活動内容、保育士等の援助、配慮事項、家庭との連携等を検討した上で、指導計画に位置付けること。
⑸ **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならない頻度とし、原則として保育時間内に実施すること。
⑹ **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整等による職員への過度な負担を避けるよう配慮すること。
⑺ **費用徴収の有無及び料金設定**：市町村との協議の上で上乗せ徴収は可能だが、保護者の経済的負担を十分に考慮した上で検討すること。
⑻ **保護者の選択**：原則として全ての児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められるが、上乗せ徴収を行う場合は保護者に選択の余地があるため、利用が必須であるかのような誤解を与えないこと。利用を望まない保護者がいる場合は、付加的サービスの形態での実施を検討するなど、保育所が提供する保育に影響が出ないよう配慮すること。
⑼ **保護者への説明及び同意取得**：保育所は①園児募集時、②入園時、③上乗せ徴収の開始前の各段階において適切に対応すること。①ではここdeサーチ等を活用し周知し、②、③では実施内容、保育全体に位置付ける意義、実施場所、実施時間、事故時の責任の所在、費用、費用内訳、任意利用であること等を書面を用いて説明し、同意を得ること。
⑽ **不参加児童への対応**：（全ての児童の参加が原則だが、やむを得ない事情で）参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮し、参加する児童・しない児童のどちらに対しても当該保育所の全体的な計画に基づく保育が行われるよう、適切に対応すること。
⑾ **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は事前協議で上記⑴～⑽を確認し実施可否を検討すること。指導監査で⑴～⑽の状況を確認し、遵守されていない場合には速やかに行政指導を行うこと。

付加的サービス

〇付加的サービスの実施について
・保護者とサービス提供事業者間の直接契約による付加的サービスの実施は法令上禁止されておらず、保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、保育所の判断で実施可能であり、市町村との協議は不要。

〇付加的サービスを実施する場合の留意事項等について
⑴ **内容**：保育所保育指針を踏まえた健全な心身の発達に資する内容。
⑵ **配置基準**：付加的サービス自体に保育所の配置基準は直接適用されないが、保育所全体として必要な保育体制は継続して確保すること。保育所として、事前にサービス提供事業者の実施体制については十分に確認すること。
⑶ **児童の安全管理**：事故発生時の責任は原則としてサービス提供事業者にあるが、書面等で明確にしておくことが望ましい。保育所もサービス提供事業者の安全管理体制を十分に確認すること。また、緊急的な対応が必要な場面における役割分担等について、外部事業者とあらかじめ相談しておくことは重要。特定の重大事故（死亡、意識不明、治療30日以上の負傷等）は市町村へ報告し、市町村は都道府県等へ報告すること。
⑷ **保育の指導計画への位置付け**：指導計画に位置付ける必要はない。
⑸ **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならないよう配慮し、原則として標準的な保育時間外に実施すること。
⑹ **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整など、職員に過度な負担とならないよう配慮すること。
⑺ **料金設定**：保護者に過度の経済的負担とならないよう配慮すること。
⑻ **保護者の選択**：利用は任意であり、必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること。
⑼ **保護者への説明及び同意取得**：契約主体であるサービス提供事業者だけでなく、保育所としても実施体制等を明確にできるよう、実施内容、場所、時間、事故時の責任、費用、費用内訳、任意利用であること等について書面で説明することが重要。
⑽ **不参加児童への対応**：参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮するなど、参加する児童・しない児童のそれぞれに対し適切に対応すること。例えば、降園時間帯に実施する場合は、実施場所を分け、別々の活動を行う等の対応が考えられる。
⑾ **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は付加的サービスを提供する事業者についての直接の指導監督権限は有していないが、保育所に対しては有しているため、⑴～⑽が遵守されていない場合は保育所に対し速やかに行政指導を行うこと。

※幼保連携認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所についても、上記に準じた取扱いとすること。ただし、付加的保育における上乗せ徴収に当たっての市町村との事前協議は、特段の必要がないことに留意。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育現場におけるハラスメント防止対策の推進について

現状

○ 令和７年６月に成立した改正労働施策総合推進法（以下「改正法」という。）により、カスタマーハラスメントの防止のため、事業主が雇用管理上必要な措置（※）を講じなければならないこととされた。（令和８年10月１日施行）

（※）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備、対応の実行性を確保するために必要なカスハラ抑止のための措置、事後の迅速かつ適切な対応　等

○ また、介護分野では、全ての介護事業者に対して、運営基準においてセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための措置を講じることが定められている。加えて、改正法を踏まえ、カスタマーハラスメントへの対応についても同様に義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが検討されている。

主なハラスメント	雇用管理上の措置義務	法制化した年
セクシュアルハラスメント	■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） （職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第11条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～５　（略）	平成９年改正：事業主の配慮義務 平成18年改正：事業主の措置義務
パワーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第31条　事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～６　（略）	令和元年改正：事業主の措置義務
カスタマーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第33条　事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者(次条第五項において「顧客等」という。)の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの(以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。)により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～６　（略）	令和７年改正：事業主の措置義務 （R8.10.1施行）

今後の対応方針

保育現場においても、職場環境改善を進める上で、ハラスメント対策の取組を講じることは重要であるため、

○令和７年度中に、現場の対応に資する現時点の関係情報（※）について周知を行う。

（※）カスタマーハラスメントの防止のため事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要なものとして厚生労働省から示された指針
保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援の取組（※令和７年度より「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」において補助）
「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」の手引きにおいて示した「理不尽な要求等を繰り返す保護者への対応に関する留意点」

○令和８年度中に、先行している他分野の取組を参考としつつ、保育現場におけるハラスメント対策に係る課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、ガイドラインや研修資材等（※）を作成し、周知するとともに、制度的な対応の在り方についても検討する。

（※）令和８年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業により、①保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドライン、②管理者・職員向けの研修資材、③周知・啓発用配布資材を作成予定。

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。